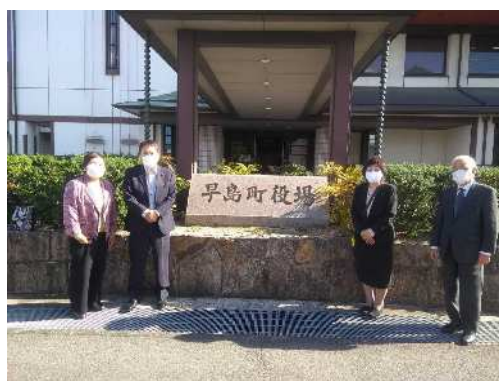


別記第2号様式（第3条関係）

## 視察概要書

1 視察日時 令和4年10月19日（水） 午後2時30分～午後4時00分

2 視察先 岡山県早島町議会  
（住所：岡山県都窪郡  
早島町前潟360-1）



3 調査事項 早島町いきいきボランティアポイント制度について

4 視察先概要

- (1) 挨拶 早島町副町長 山本 哲也 氏  
早島町議会議長 古田 敬司 氏
- (2) 説明者 早島町役場 健康福祉課長 今田 公久 氏  
地域包括支援センター 職員4名
- (3) 視察先概要：岡山県早島町

ア 人口： 12,659人（令和4年4月1日現在）

イ 面積： 7.62km<sup>2</sup>



早島町議会 古田議長 挨拶



中尾市民厚生委員長 挨拶

5 調査項目：

- (1) いきいきボランティアポイント制度の概要と経緯について
- (2) いきいきボランティアポイント制度における登録者数の推移について
- (3) 全登録者における単年度の活動ポイントの平均について
- (4) いきいきボランティアポイント制度における財源について
- (5) ボランティア活動中における保険などの補償について
- (6) いきいきボランティアポイント制度における周知方法について
- (7) 登録時の制度の研修、講習会等の実施について
- (8) 対象年齢について
- (9) 活動確認スタンプの押印対象について
- (10) 今後の課題等について

6 視察の目的：高齢社会が進む中で、介護保険の負担や給付額が増えており、介護予防の推進が課題となっている。ボランティア活動をすることで、介護予防、生きがいつくりなどにつながる取組みを展開されている早島町を調査・研究するもの。

7 施策等の概要：早島町は、地域支援事業として、高齢者等がボランティア活動に取り組むことで社会参加活動を通して介護予防、健康増進、生きがいつくりを推進することを目的として、有償ボランティア制度を導入している。

8 主な質疑応答

**Q1 社会福祉協議会との関係性はどうか。また、制度において、もともと社会福祉協議会で無償でボランティア活動をしている人もこの制度に納得しているのか。**

A1 町がボランティア事業を行っているとともに、社会福祉協議会も色々なボランティア等を行っている。その中で月に1回、意見交換の場を作っている。また、町のボランティア事業の対象者がいれば、社会福祉協議会から町に連絡をしたりとお互いが連携をとり、事業を進めている。

無償でボランティア活動をしている方に対しての制度のマッチングについては、やはり、当初は有償ボランティアということで「何で自分たちはお金がもらえないんだ」とか幾分の考えの違いがあったが、理解を進めながらお互いのすみ分けができたかと考えている。その中で、町民の方が困らないように、お互いの制度を熟知し、役場に行っても、社会福祉協議会に行っても、サービスを受けられたり、ボランティアが円滑に行えるようにしている。

**Q 2 いきいきボランティア制度を実施するきっかけはどのようなものか。**

A 2 継続的に長く活動をしてもらうために、活動の成果としてポイントを付与し、介護予防につなげてもらうことをきっかけに制度を始めた。また、ポイントを付けることで、ボランティアに行く方もいきやすい、頼む方も頼みやすいといったように、無償だったら遠慮してしまうことも中にはあったため。加えて、ボランティアに興味のない方がポイント制度ということできっかけとして気軽に参加できるようにしている。

**Q 3 受入機関のころばん塾について、高齢者が対象なのか。1団体当たりどのくらいの方が参加されているのか。男女の割合はどのようなのか。**

A 3 ころばん塾について、受入機関に登録しているのが、16団体で町内に24のグループがあり、参加者は400名程度参加している。年齢については、何歳というようなことはなく誰でも参加可能。男女の割合は2対8で女性が多い。

**Q 4 合計特殊出生率について1.69から2.25まで増えている。何か施策などをした結果なのか。**

A 4 はっきりした要因はわからないが、早島町は若年層の転入が多くいる。人口自体も少ないので、数人増えるだけで合計特殊出生率も上がってしまう。

**Q5 受入機関に対する説明をどのようにしているのか。また、受入れする事業所が積極的に受入機関として手を挙げられたのか。**

A5 施設の説明に当たっては、施設の方に一つ一つ出向いて説明をしている。受入れできないというところはなかった。

**Q6 行政と受入施設とのコミュニケーションの取り方はどのようにされているのか。**

A6 実際に地域へ出かけて制度に対する団体への説明をコーディネーターとともに行っており、顔なじみの関係ができていた。日頃から事業所に出向いたりして直に話をしたりしているのも一つのケースだと考えている。また、交流会の場を設けて施設や団体の方を呼んでボランティアをされる方と一緒にそこで交流してもらい、お互いがなじみの関係になっている。

## 9 考察

### ア 現状や事業効果

早島町の状況として、地域包括支援センターが町の健康福祉課に直営で1カ所設置しており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが各1名、センター長、生活支援コーディネーターが2名、認知症地域支援推進員、ケアマネージャー、介護認定調査員が各1名の計9名体制で業務を行っている。また、早島町の基本データとして、人口12,658人（令和4年8月1日時点）、高齢化率27.6%で65歳以上の高齢者の人口が3,500人となっており、要介護（要支援）の認定率は19.1%で認定者数は670人となっている。地域包括支援センターが支援しているボランティア活動については、いきいきボランティア、通所付き添いボランティア「チームころばん隊」、外出付き添いボランティア「早島つきそい隊」の三つがあり、この中でボランティアポイント制度を実施しているのがいきいきボランティアである。

いきいきボランティアポイント制度の概要として、ボランティア活動を取り組むことで、高齢のボランティアの方自身の社会参加や介護予防を推進する狙いと自身の健康増進、生きがいを図ることを目的として、制度を導入し

ている。

〈制度導入の経緯〉

- 平成29年：生活支援サポーター養成講座開始
- 平成30年：生活支援サポーターポイント制度開始  
対象者変更：概ね60歳以上⇒概ね40歳以上
- 平成31年：名称変更  
「生活支援サポーター」⇒「いきいきボランティア」  
「生活支援サポーターポイント制度」⇒「いきいきボランティアポイント制度」
- 令和2年  
登録要件変更：町が実施する研修を受講した者⇒削除  
受入機関の追加：地域子育て支援拠点、児童館、保育園  
活動内容の追加：話し相手⇒遊び相手、見守り、絵本の読み聞かせ

制度導入の経緯に関して、平成30年にはポイント制度を開始したが、立ち上げの際から在籍している生活支援コーディネーターに話を聞いたところ、今まで地域で行われていたボランティアを希望されていた方がこのポイント制度に移行するとなった時に、ポイントや換金といったところで「お金のためにやっているわけではないのに」ということで理解を得るのが難しく、地域で活動しているボランティアの団体一つ一つに出向いて説明をしていくということを積み重ねて理解を得たということになっている。また、登録要件について、町が実施する研修を受講した者を削除し、ボランティアを希望する方について円滑に活動に入ってもらうため、ポイント制度に使用するスタンプ手帳を用いて個々に説明を行うように運用変更を行っている。受入機関についても、これまで高齢者向けのボランティア活動が主だったが、地域子育て支援拠点や児童館、保育園などの施設も加わり、活動の範囲が拡大されている。

このいきいきボランティアポイント制度を実施するに当たり、2名の生活支援コーディネーターが事業展開を行っている。また、ボランティア活動を支援する取り組みとして、後援会や研修会等も開催している。

ボランティアポイント制度の対象者は、町内在住の概ね40歳以上の方のうち要介護認定を受けていない方と定めている。40歳以上とした理由は、高齢

になる前から介護予防という取り組みを進めていくため、事業開始時から40歳以上を対象者としている。概ねとした理由は、開始時当初、養成講座を開催した際に40歳以下の方がおり、概ねとしていたが、現在は40歳以上の方しかいないため、今後、概ねを外すことを検討している。

実際の活動内容としては、受入施設でのボランティア活動として、催事の手伝い（夏祭りの会場設営や利用者の移動補助など）や受入施設の草刈りを職員とともにいたり、保育園での話し相手、遊び相手、本の読み聞かせなどの活動を行っている。また、町が指定する事業のボランティア活動として、地域で実施している介護予防事業である100歳体操の会場でのお世話や給食サービスでの調理、地域包括支援センターが実施する介護予防教室や認知予防教室の手伝いをしてもらっている。

〈受入登録機関の数〉（令和4年10月1日現在）

指定を受けた受入機関：42施設・団体

**【内訳】**

- ・行政機関：3カ所（包括・児童館・地域包括支援センター）
- ・介護保険事業者：6施設
- ・幼稚園：1施設
- ・保育園：3施設
- ・ころばん塾：16団体
- ・給食サービス：7団体
- ・ふれあい・いきいきサロン：6団体

この制度の財源としては、介護保険法に基づく地域支援事業として介護保険料や地域支援事業交付金等となっている。

<活動実績に応じたポイントの付与基準>

ボランティア活動の回数に応じてポイントがつき、それを換金（最大5,000円）できる。

スタンプ押印数	活動ポイント数	転換交付金
10～19	10	1,000円
20～29	20	2,000円
30～39	30	3,000円
40～49	40	4,000円
50～	50	5,000円

・スタンプの翌年度への持越しはできない。

<付与するポイントの取り決め>

スタンプ・ポイントの付与	
ポイント付与の単位	1回の活動につき1スタンプ
1日あたりの付与ポイント数の上限	2スタンプまで
スタンプ付与期間	4月1日～翌年3月31日の1年間
ポイント活用（換金）の申出期間	翌年度の4月末まで

制度の運用については、活動に入る前に、毎年早島町社会福祉協議会でボランティア活動保険の加入を勧めている。そして、事前登録申請をして、登録申請後、スタンプ手帳を受け取っている。登録に関しては毎年の更新が必要となっている。

<いきいきボランティアポイント制度【活動から換金までの流れ】>

- ①登録の申請を早島町へ提出
- ②スタンプ手帳とボランティア証を受け取る
- ③受入機関からボランティア要請があった場合、町が調整（マッチング）
- ④受入機関でボランティア活動
- ⑤ボランティア活動後、受入機関でスタンプの押印と活動日・団体名・代表者名を記入
- ⑥翌年度の4月末までに町でポイント確認、交換申請
- ⑦町から転換交付金振込

制度の周知としては、町のホームページや町の広報紙に研修会の案内や様子を掲載したり、チラシの配布、地域のコミュニティーでの集まりで宣伝を行っている。

制度の研修については、近隣大学の先生を講師として招き、講演をおこなったり、研修会において制度の概要やボランティアの必要性、高齢者を取り巻く現状と課題などの話をしている。また、ボランティア活動をする上での心構えや高齢者の精神的な特徴、乳幼児との接し方、認知症のある方との接し方、実際に疑似体験なども行っている。

〈いきいきボランティアの活動状況〉

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
受入登録機関数	31	40	40	40
登録者数	74	66	52	41
転換者数	29	48	24	32
平均ポイント数	15.8	18.3	20	20.6
転換総額	46,000円	88,000円	48,000円	66,000円

- ・コロナ禍で活動者数が減少している。
- ・活動をするが、換金はしないという方もいる。

現状の課題としては、コロナの影響で施設等の出入りの制限があるため、活動の場が限られていることが、今後の課題となっている。

イ 本市に導入できることや検討

高齢化社会が進む中、介護保険の負担や給付額が増えており、介護予防の推進が課題となっている。そのような中、介護予防につながる取り組みとしてボランティアポイント制度を活用することで、自身の社会参加や介護予防を図るとともに、自らの健康増進や生きがいづくりにつながることは良いと思われた。また、財源としても、厚生労働省が介護保険制度を利用したボランティアポイント制度を後押しするため、地域支援事業実施要綱を改正し、市町村が地域支援事業交付金を活用することで、ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付できるようになっているが、先を見据えた検討及び協議を十分に行う必要があると言える。



ウ 本市に導入した場合の課題

ボランティアポイント制度は、地域包括支援センターが支援しているボランティア制度であり、社会福祉協議会との連携や受入機関の確保などが課題として挙げられる。そのため、普段から地域や施設、事業所などに足を運ぶ活動が重要になり、いかにして信頼関係を築くことができるかが課題と言える。